


マイブ指席	除指用	送指用	数
未	指	11	0
付	あり	そのうち	
届			

宛送 昭和43年10月9日

係員 マイブ 校 AE

文管院  公 信 案 (分類)

公 信 第 476 号 公 信 昭和43年10月 日
 日 付

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 省 議 官 外 務 省 密 議 官 官 長	主 管 アジア局長 参事官 参事官 主任 北東アジア課長	起 案 昭 和 43 年 10 月 8 日 送 付 課 長 408
--	--	--------------------------------------

折
 技術協力課長

送 信 者 厚生省 保健局長 公衆衛生	宛 信 者 アジア局長
--------------------------------------	----------------

写 送 付 先 (希望宛送日) 月 日

件 名
 原爆被爆患者の問題について

亜北第476号

昭和43年10月8日

厚生省公衆衛生局長殿

外務省アジア局長

原爆被爆患者の問題について、

5月15日付 亜北第252号 に関し

在大韓民国大使に対し、外務大臣より
別添のとおり訓令を出しましたので御
参考までと通報します。

付属添付

韓国人被爆者数 死之者等は不明
 なるも、韓国原爆被害者救護協会の登録患者は 416 名、その家族は 136 名である。1965 年 8 月の調査が行った調査は不十分なものであったといわれる。これは正しく患者数 580 名であった。被害者の死は日本政府の被害の治療

送付先	信用	私用	計
金	2	1	3
封			
封			

送付日 昭和 43 年 9 月 27 日
 送付先 17

公信 1122
 公信 昭和 43 年 9 月 26 日
 大 区
 政務次官
 事務次官
 参事官
 官房長

アジア局長
 参事官
 小参事官
 北東アジア課

官房総務参事官
 官房書記官
 経済協力局長
 参事官
 技術協力課長

在韓国 金山文使
 外務大臣

在釜山 森總領事
 (希望宛送付)

件 原爆被爆患者の問題について

政務打合済

中北才/122号

昭和43年9月26日

在大韓民国大使殿

外務大臣

原爆被爆患者の問題について

5月1日付貴信政才/1762号に關し

原爆被爆患者の問題については、人道上、
外交上の考慮にも鑑み、わが国医療協力
計画の一環として取上げることにしたいので
下記の通り韓国側に提案し先方反応等
結果回報ありたい。

但し、本件は、ともすれば請求权的な面に

発展ある惧れのある問題であるので、この点
 御知事なきこと乍ら充分御留意ありたい。
 高原爆被爆患者の問題が、韓国政府にと
 り、社会保障的な問題等取扱の微妙な問
 題を含むことは、当方としても充分理解して
 いるが、わが方としては、被爆者問題は
 今後も折にふれ問題となることが予想さ
 れるために、^実事務的に推進する糸口をつかむた
 め、^いこの際わが国が協力しうる面、及びそ
 の限度について考えを明かにするの^がむし
 る問題の糸料をさける所以であると考え
 るので申し添える。

記

7. 医療協力の形式としては、^明専門家の派遣
 と研修生の受入れが考えられるが、これら

両者の得失を考へるに、専門家の派遣は一時的なものであること、或種のシエス4中としての意味はともかく、限られた効果しかもたらし得ず、反面請求権的要求を刺戟する結果を招くおそれがある。

又、被爆患者の治療は長期間を要するものであること、結局、韓国人医師自身の知識と技術並みにこれに伴う韓国政府の財政的裏付けをもつて行なわねばならぬものであることは、造りもたぬことであり、このような問題の全般的、長期的視野の中で、我が国がなすべき医療協力としては、韓国より研修生を受入れ、被爆患者治療のために必要な知識・技術を習得せしめる形で寄与することが適当であると考

る。

韓国の原爆被爆患者の実態は、韓国に
専門医、専門施設がないためもあり、未だ
充分把握されていない実情にも鑑み、
先づ専門家を育成して行き、地道に患者
の実態、問題の規模を把握するところから
手を着けて行く必要がある。

3. ついては、被爆患者の治療を行なっている
広島又は長崎の日赤病院に5名程度の研
修生を受入れることを検討したい(コロンボ
プランによる。おなわち渡航費、本邦滞在費
等日本側負担)と考えるので、この旨韓国
側に申し入れ、先方感觸を打診ありたく、先方
が研修生派遣に積極的であるならば、更
に先方の希望する研修の具体的内容、期間

研修生の資格等についても先方意向~~を~~たし
かめの上結果回示ありたい。

尚 本件は3月5日付経協技合第995号
にて送付済みの「昭和43年度研修員受入
計画」による個別研修員割当枠の枠外
として処理するの2念のため申し添える。

本信厚送付先 在釜山総領事